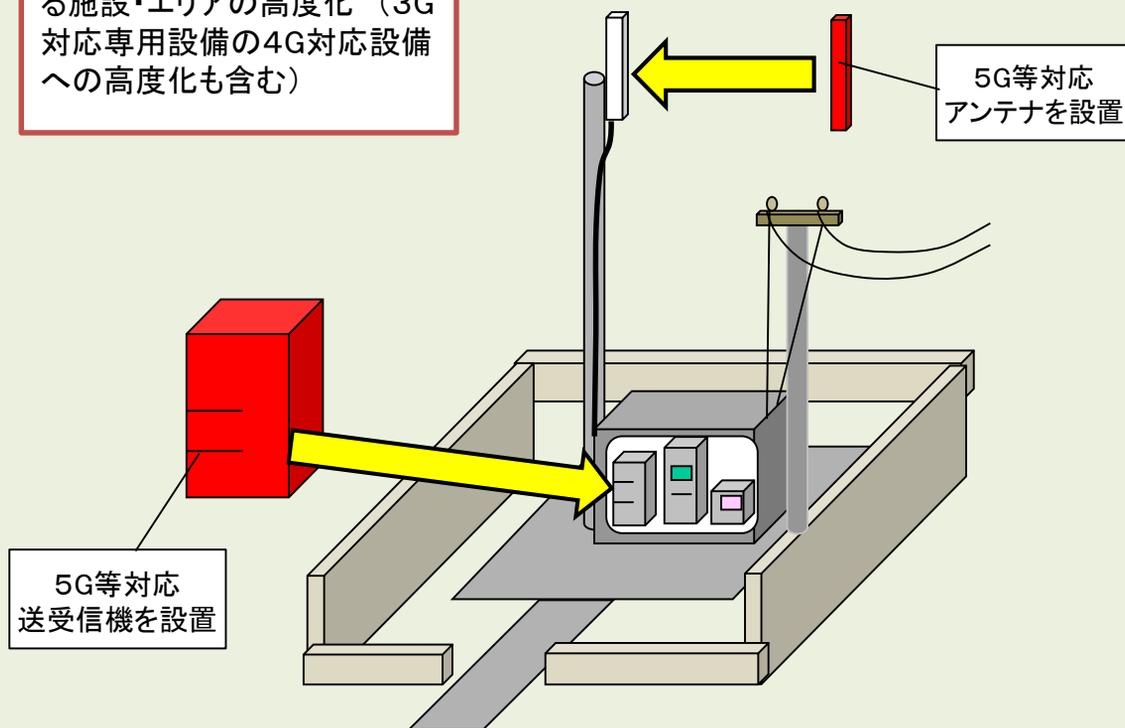


携帯電話等エリア整備事業 (高度化施設整備事業)

携帯電話が国民生活に深く浸透している現状において、地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)での、5G等の高度化サービスの普及促進を目的としたものであり、現状、3G・4Gを利用しているエリアで高度無線通信を行うために、5G等の携帯電話基地局を整備する場合の費用を補助するもの。(事業者は無線通信事業者となる。)

5G等対応設備の設置による施設・エリアの高度化(3G対応専用設備の4G対応設備への高度化も含む)



【1社整備の場合】

国 1/2	無線通信事業者 1/2
----------	----------------

【複数社共同整備の場合】

国 2/3	無線通信事業者 1/3
----------	----------------

(注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが100世帯未満の場合に限る。